

北上市下水道事業管理規程第3号

北上市下水道事業代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市下水道事業代決専決規程の一部を改正する規程

北上市下水道事業代決専決規程（平成26年北上市下水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(代決及び指定代決の表示)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(後閲及び報告)</p> <p>第5条 代決した事項については、あらかじめ指示されたものを除き「要後閲」と朱書し、速やかに上司の後閲を受けなければならない。</p>	<p>(代決及び指定代決の表示)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、情報システム（北上市情報管理運用規則（平成17年北上市規則第76号）第2条第9号に規定する情報システムをいう。以下同じ。）により代決し、又は指定代決をする場合にあっては、朱書することを要しない。</u></p> <p>。</p> <p>(後閲及び報告)</p> <p>第5条 代決した事項については、あらかじめ指示されたものを除き「要後閲」と朱書し、速やかに上司の後閲を受けなければならない。<u>ただし、情報システムにより代決した事項にあっては、この限りでない。</u></p>

2 [略]

別表第1（第7条関係）

1・2 [略]

3 財務に関する事項

事務の種類	部長	課長
(1)～(3) [略]		[略]
(4) 工事又は製造の請負の施行の決定	1件 <u>3,000</u> 万円未満	[略]
(5) 工事又は製造の請負の施行の変更の決定	1件 <u>3,000</u> 万円未満の 決定を受け たものの変 更で変更金 額が <u>900万</u> 円未満	[略]
(6) [略]		[略]
(7) 工事又は製造の請負の検査員の指定	[略]	1件 <u>130万</u> 円未満
(8) 物品の購入の施行決定	[略]	1件 <u>100万</u> 円未満
(9) [略]		[略]
(10) 工事及び工事に係る業務委託の検査調書及び検収調書		1件 <u>130万</u> 円未満
(11)～(17) [略]	[略]	[略]

2 [略]

別表第1（第7条関係）

1・2 [略]

3 財務に関する事項

事務の種類	部長	課長
(1)～(3) [略]		[略]
(4) 工事又は製造の請負の施行の決定	1件 <u>5,000</u> 万円未満	[略]
(5) 工事又は製造の請負の施行の変更の決定	1件 <u>5,000</u> 万円未満の 決定を受け たものの変 更で変更金 額が <u>1,500</u> 万円未満	[略]
(6) [略]		[略]
(7) 工事又は製造の請負の検査員の指定	[略]	1件 <u>200万</u> 円未満
(8) 物品の購入の施行決定	[略]	1件 <u>150万</u> 円未満
(9) [略]		[略]
(10) 工事及び工事に係る業務委託の検査調書及び検収調書		1件 <u>200万</u> 円未満
(11)～(17) [略]	[略]	[略]

(18) 業務委託の施行の決定	1件 <u>2,000万円未満</u>	[略]
(19) 業務委託の施行変更の決定	1件 <u>2,000万円未満</u> の決定を受けたものの変更で変更金額が <u>600万円未満</u>	[略]
(20) [略]		[略]
(21) 物品の借入れの施行の決定	1件 <u>1,000万円未満</u>	1件 <u>50万円未満</u>
(22)・(23) [略]		[略]
(24) 業務委託の契約	1件 <u>50万円未満</u>	1件 <u>30万円未満</u>
(25) 売買の契約	1件 <u>80万円未満</u>	1件 <u>50万円未満</u>
(26) 工事の請負契約	1件 <u>130万円未満</u>	1件 <u>50万円未満</u>
(27) 物品の借入れの契約	1件 <u>40万円未満</u>	1件 <u>20万円未満</u>
(28)～(45) [略]	[略]	[略]

4・5 [略]

別表第2（第7条関係）

(18) 業務委託の施行の決定	1件 <u>3,000万円未満</u>	[略]
(19) 業務委託の施行変更の決定	1件 <u>3,000万円未満</u> の決定を受けたものの変更で変更金額が <u>1,000万円未満</u>	[略]
(20) [略]		[略]
(21) 物品の借入れの施行の決定	1件 <u>2,000万円未満</u>	1件 <u>80万円未満</u>
(22)・(23) [略]		[略]
(24) 業務委託の契約	1件 <u>100万円未満</u>	1件 <u>50万円未満</u>
(25) 売買の契約	1件 <u>150万円未満</u>	1件 <u>100万円未満</u>
(26) 工事の請負契約	1件 <u>200万円未満</u>	1件 <u>100万円未満</u>
(27) 物品の借入れの契約	1件 <u>80万円未満</u>	1件 <u>50万円未満</u>
(28)～(45) [略]	[略]	[略]

4・5 [略]

別表第2（第7条関係）

事務の種類	参事	主幹	事務の種類	参事	主幹
(1) 工事又は製造の請負契約の締結	1件 <u>3,000</u> 万円未満	1件 <u>1,000</u> 万円未満	(1) 工事又は製造の請負契約の締結	1件 <u>5,000</u> 万円未満	1件 <u>2,000</u> 万円未満
(2) 物品の購入契約の締結	[略]	1件 <u>500万</u> 円未満	(2) 物品の購入契約の締結	[略]	1件 <u>1,000</u> 万円未満
(3) 業務委託契約の締結	1件 <u>2,000</u> 万円未満	1件 <u>500万</u> 円未満	(3) 業務委託契約の締結	1件 <u>3,000</u> 万円未満	1件 <u>1,000</u> 万円未満
(4) 物品の借入れ契約の締結	[略]	1件 <u>500万</u> 円未満	(4) 物品の借入れ契約の締結	[略]	1件 <u>1,000</u> 万円未満
(5)～(7) [略]		[略]	(5)～(7) [略]	[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。